

第3章 所得格差・セーフティーネット・労働市場

アン・ハーディング
クオック・グー・ヴー
アリシア・ペイン

1. はじめに

1990年代初頭以降、オーストラリアでは史上何度目かの経済成長期に入っている。それと歩調を合わせて、社会・労働市場政策の抜本的な転換が図られてきた。失業率の低下と労働市場の改革が、所得格差の解消に強いインパクトを与えている。本章では、90年代初頭以降の社会政策の主な改革を取り上げ、所得格差、貧困、所得再分配に関する成果を検証する。

2. ソーシャル・セーフティー・ネットと労働市場

過去20年間で、オーストラリアの労働市場と福祉制度は大きく変化している（詳細な考察は第1章を参照）。男性の労働力率はわずかに減少し、1985年には75.2%であったのが2005年には71.7%となっている。したがって仕事に就いているか、もしくは就きたいと思っているオーストラリア人が全体として増えているのは、女性の労働市場への参加が増えているからである。女性の労働力率は1985～2005年に45.7%から56.7%に増加している¹。雇用は大幅に増えているが、その多くがパートタイムと臨時の雇用であり、パートタイム労働者の割合は、1985年には労働者10人のうち2人弱であったのが、2005年には労働者10人中約3人にまで増えている²。この10年間に失業率は大幅に低下しており、以前は慢性的な高い失業率が問題視されていたが、現在では逆に労働力不足が懸念されるようになっている。

この時期にソーシャル・セーフティー・ネットに関しいくつかの重要な動きがみられた。数多くの制度改革の中でもとくに力が入られたのは、生産年齢（15～65歳）の福祉給付受給者が福祉に頼るのをやめて働く意欲を持つように積極的に奨励することであった。オーストラリアには、極めて複雑で厳しい所得・資産審査に基づく所得補助制度（income support）がある。所得・資産審査を伴う老齢年金は、男性の場合は65歳から受給できる。女性は現在のところ男性よりも2、3年早く受給できるが、女性の受給資格開始年齢は段階的に引き上げられており、2014年には65歳になる。しかし、1990年代におけるオーストラリアの社会政策の重要な課題は、男性の早期退職者の割合が増え、また、50～64歳の約3分の1の者が所得補助給付金で生計を立てている老齢年金の受給開始年齢に満たない者に関連したことであった（Council on the Ageing: COTA, 2003）。

¹ Kelly, Bolton and Harding (2005)

² Kelly, Bolton and Harding (2005)

Lim-Applegate (2004) が指摘しているように、無職の老齢年金受給開始年齢未満の高年齢男性は主として2種類の社会保障給付金を申請している。すなわち、障害により就業できない者を対象とする障害者支援年金 (Disability Support Pension: DSP) と 60～65歳の長期失業者を対象とする高齢者失業手当 (Mature Age Allowance: MAA) である。1989～2000年に60～64歳の男性で DSP を受給する者の割合は 19.5% から 23.7% へ上昇し、一方、MAA 受給者の割合は、MAA が導入された 1994 年の 7.9% から 2000 年には 9.7% へ上昇している (Lim-Applegate 2004)。

このため連邦政府は、福祉制度が受給者の労働市場への復帰を妨げているのかどうかについて調査を行った。1999年に政府は、所得補助制度を再検討するため、福祉改革諮問会議 (RGWR) を設置、同会議は 2000年7月に報告書を提出した (Reference Group for Welfare Reform 2000)。加えて、2002年5月に発表された財務省の「第1回世代間レポート」 (Intergenerational Report) は、「2042年までに連邦の歳出は歳入を GDP の 5% の金額まで上回ることになる」としており、人口の高齢化が財政に及ぼす影響についての懸念が高まっている。 (Treasury 2002)。こうして人口高齢化問題が、福祉給付受給者に職に就いて所得を得るよう奨励する政策に一層の弾みを与えることになった。

2002年7月、「共に働こう (Australians Working Together)」と名付けられた総合的政策において、「相互義務活動」 (mutual obligation activities: 公認のボランティア活動や教育・訓練など) が、「新出発手当」 (Newstart Allowance: 失業給付金) を6カ月間受給している 35～49歳の失業者にも拡大適用されることになった。2003年9月には「ワーキングクレジット」 (Working Credit) が導入され、有給の仕事に就いてもしくは「新出発手当」を受給できることになり、失業給付金受給者にとって就業することが一層魅力的なものとなった。反対に MAA 受給者のガイドラインは変更され、受給者の求職活動が義務付けられた (Lim-Applegate 2004)。

2005年の連邦予算において政府は、2006年7月から実施に移した「福祉から就業へ」 (Welfare to Work) 政策を発表した。同政策の目的は、「就業していない母子家庭/父子家庭の親」 (片親) と障害者支援年金 (DSP) 受給者の労働市場への参加を促すことである。この政策では DPS などの新規申請者から適用し、2006年7月時点で片親を対象とした養育手当 (Parenting Payment Single: PPS) と DSP をすでに受給している者に対しては従来の制度が適用されている。2006年7月以前は、DSP 受給者は求職活動や「相互義務活動」への参加の義務はなく、また、片親の場合は最年少の子供が 16歳になるまで給付金を受け取ることができた。2006年の政策によって、週に 15～29時間働けるとみなされる障害者は、自分の能力に応じた仕事を探さなければならず、一方、片親の場合は、最年少の子供が 8歳になったらパートタイムの仕事を探さなければならなくなった。この制度改正は夫婦の片方の所得が極端に少ない子供を持つ世帯を対象とした養育手当 (Parenting Payment Partnered: PPP) 受給者にも適用され、この PPP 受給者は最年少の子供が 6歳になれば求職活動をしなけれ

ばならない。

求職活動が義務付けられた片親と障害者は、現在では失業給付金の適用対象となっている。失業給付金には PPS や DSP よりもかなり厳格な所得審査があり、このため一定水準の所得では、手取り額は PPS と DSP による受給額よりも失業給付金に基づく金額のほうがはるかに少ない。制度改革が発表された時、失業給付金を適用される者が、例えば子供が1人いて他に収入のない片親の場合には、従来の制度で受給できた給付金に比べて、可処分所得は週29豪ドル減ることになること、また、所得がフリーエリア（給付金の減額対象とならない所得の上限）を超えた場合も可処分所得が減少する可能性があることが懸念された（表3.1）（Cameron 2006 も参照）。

表 3.1 子供を1人持つ片親の場合の失業給付金と養育手当（2006/07年度）¹

	養育手当	失業給付金	差 額
子供が1人の場合の給付額	週257豪ドル	228豪ドル ²	-29豪ドル
給付額が減額されない所得上限額（フリーエリア）	76豪ドル	31豪ドル	-45豪ドル
基準額を超えた場合、所得1豪ドルにつき減額される比率	40%	50%	+10%
2番目の所得審査の基準額	(なし)	125豪ドル	
基準額を超えた場合、所得1豪ドルにつき減額される比率	40%	60%	+20%
所得補助給付が打ち切られる所得の上限額（カットアウト・ポイント）	718豪ドル ³	426豪ドル ³	292豪ドル

注：1 数値は2006/07年度に適用されている給付額の平均推計値と基準額。実際の給付額は、物価スライド調整率に合わせて年度中に何度も変更される。数値は全てドル未満を四捨五入。

2 この数値には週2.90豪ドルの医薬品補助手当が含まれている。政府によると、この手当は片親の失業給付金受給者にも支給されるようになる。

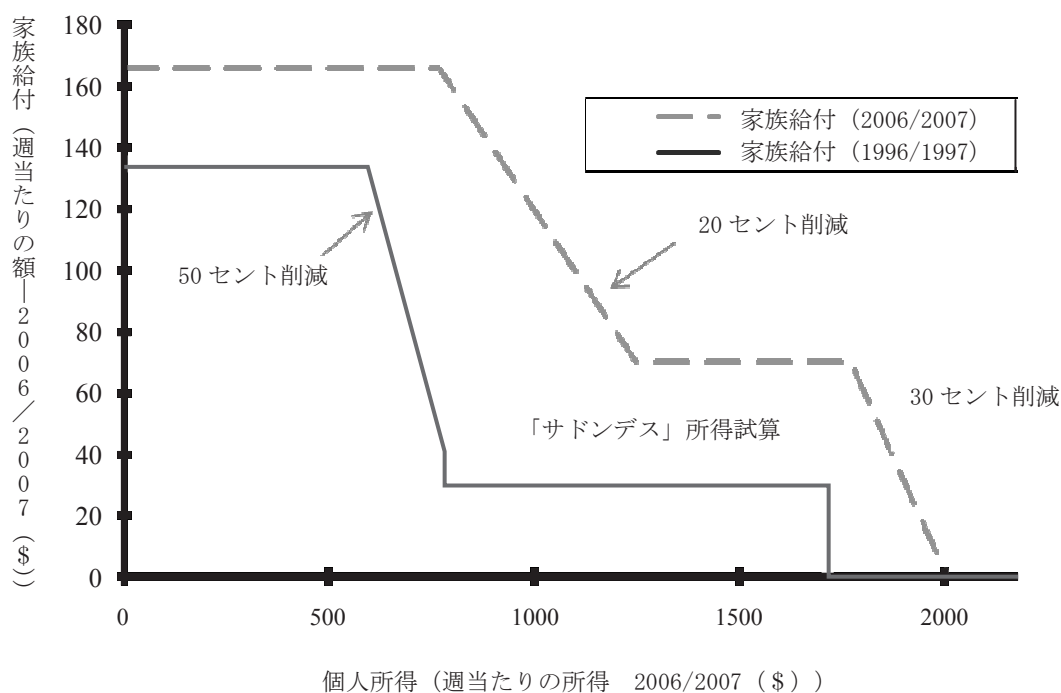
3 この数値には週2.90豪ドルの医薬品補助手当の影響を計算に含めている。

出所：STINMOD（マイクロシミュレーションシステム）/05A特別モデルによる。表はHarding Vu, Percival and Beer（2005）から引用。

以上を要約すると、この10年に、移転給付制度（cash transfer system）の実施によって労働力率を押し上げようとする一連の政策がみられる。この政策が成果を上げていることを示す証拠がいくつかある。例えば、60～64歳の既婚男性の労働力率が、2006年11月までの5年間に9.6ポイント上昇している（Kelly and Harding 2007）。（この研究では、同期間に60～64歳の未婚男性の労働力率が4.9ポイント、55～64歳の女性の労働力率が約9～10ポイント上昇していることも明らかにしている。）

税制と移転給付制度では他にも重要な制度改革がいくつか行われている。高齢者に対する支援は政府の特別の関心事であり、税金を大幅に軽減したり、老齢年金の所得・資産審査の基準を緩めたり、さらには個人の貯蓄によって生活を営んでいる退職者に対しては医薬品に対する補助を行ったりしている。第2の優先事項は子供のいる世帯で、所得審査の緩和が家族税控除給付金の増額に結びつき、多くの世帯で受給額が増えている（図3.1参照）。

図 3.1 4人世帯（夫婦、子供 2 人）の給付金の 1996/97 年度と 2006/07 年度の比較



注： 数値は、個人所得水準の異なる、2 人の子供（4 歳と 10 歳）を持つ夫婦が受け取る所得補助給付金を比較。個人所得と受給している家族給付額はいずれも 2006/07 年度の金額を用いているので、所得補助給付の実質的な金額と範囲の比較が容易にできる。グラフには「夫婦いずれか一方のみの所得しかない世帯」のみに提供される移転給付と税金の還付金（併せて「家族税額控除給付パート B」と称される）は含まれていない。現在では「家族税額控除給付パート A」と呼ばれている給付を、1996/97 年度のそれに相当する給付と対比している。

出所：Harding et al. (2006a)

税制面では、2000 年 7 月に 10% の物品・サービス税（Goods and Services Tax: GST）の導入に伴い、非効率な各種の間接税を廃止するとともに所得税減税が行われ、移転給付が増額された。所得税率の改定も引き続き実施された。非課税限度額が 1996/97 年度の 5,400 豪ドルから 2007/08 年度の 6,000 豪ドルへと引き上げられた。この基準額を超える所得の限界税率が 1 豪ドルにつき 20 セントから 15 セント引き下げられたことにより、低所得者層は減税の恩恵を享受することになったが、政府としては、低・中所得者層のみを対象とする限定的な減税を優先している。例えば、低額所得税額控除（Low Income Tax Offset: LITO）の控除枠を 1996/97 年度の 150 豪ドルから 2007/08 年度には 750 豪ドルに拡大し（さらに、控除削減基準額となる名目課税所得水準を 50% 引き上げ）たことにより、所得が平均所得に満たない納税者の課税最低額を実質的に引き上げている³。同様に、高齢者税額控除（Senior

³ LITO は低所得納税者に提供されている。2007/08 年度の LITO の最高額は年に 750 豪ドルで、個人の課税所得が 30,000 豪ドルに達するまで満額の控除が受けられた。基準額の 30,000 豪ドルを超えた課税所得については、控除枠が消滅するまで、LITO は課税所得 1 豪ドルにつき 4 セント削減された。

Australians Tax Offset) の導入とその後の拡大によって、一部の高齢者夫婦は 2007/08 年度については、年間所得が 43,000 豪ドルを超えるまでは所得税は非課税となっている。

課税所得階層の上位層を対象とした制度改正がさらに実施された。これは、1996/97 年度には 1 豪ドルにつき 47 セントという所得税の最高限界税率の課税最低額は年間所得 50,000 豪ドルであったが、2002/03 年度までに 60,000 豪ドルに引き上げられただけであったことによる。このため、高額納税者からの財政的障害 (fiscal drag) に対する批判が高まり、それ以来、大幅な改定が相ついで行われた。政府は最高限界税率を 1 豪ドルにつき 45 セントに引き下げ、課税最低額を 2006/07 年度には 150,000 豪ドルに、2008 年 7 月にはさらに 180,000 豪ドルに引き上げた。

1996/97 年度から 2006/07 年度にかけての税制と移転給付制度の構造改革に起因する可処分所得の変動に関する分析は、ほどほどの個人資産がある高齢者と子供のいる世帯が、若年の単身者や子供のいない夫婦よりも多くの恩恵を得ていたことを示唆している (Harding and Vu 2006)。例えば、表 3.2 から分かるように、週 250 豪ドル (2006/07 年度の金額) の実質個人所得がある 66 歳の単身者は、同年度の可処分所得が 24% 増えている。これに対して、平均的な所得を得ている若年の単身者や子供のいない夫婦の場合には、5% 前後の上昇となっている。

表 3.2 想定した世帯構成例における可処分所得の増加率 (1996/97 年度～ 2006/07 年度)
(%)

所得 (2006-07年度、豪ドル/週)	単身者 25歳	単身者 66歳	夫婦 子供2人 就業は1人	夫婦 子供2人 共働き	夫婦 子供なし 共働き	片親 子供2人
\$0	1	14	13	13	1	15
\$250	10	24	15	12	8	-2
\$500	5	24	22	12	11	4
\$750	4	7	20	9	6	18
\$1,000	4	5	15	19	5	17
\$1,250	8	8	11	11	4	13
\$1,500	11	11	13	10	4	15
\$1,750	11	11	16	9	4	17
\$2,000	12	12	10	4	4	11

注： 数値はインフレ調整後の変化率。家族と単身者の 2 年間の実質 (すなわちインフレ調整後) 所得は同額。子供 2 人の年齢は 8 歳と 10 歳。可処分所得は所得から所得税を差し引いた金額。所得審査の影響は考慮に入れているが、資産審査は考慮していない。

国民社会経済モデルセンター (NATSEM) の分析結果は一般に、母集団の推定特性に基づく。この推定は通常、標本調査に基づくマイクロデータ (個票) にマイクロシミュレーション・モデリング技法を用いて算出する。この推定は、マイクロデータのサンプリング/非サンプリング・エラー (誤差) とモデリング技法の基礎となる各前提によって、母集団の実際の特性とは異なる可能性がある。

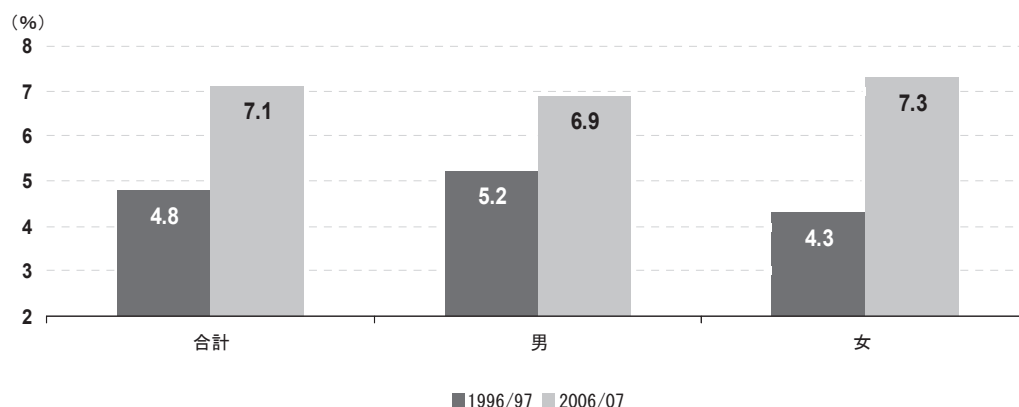
出所：NATSEM の STINMOD モデル

所得がわずかしか増えないとすれば、労働者は、移転給付 (現金給付) と所得税の優遇措置に依存し、労働意欲を減退させる可能性がある。有効限界税率 (effective marginal tax rate:

EMTR) は、所得増加 1 豪ドルにつき、所得税を納付し、所得審査対象の現金給付や軽減された税金 (家族税控除給付や高齢者税額控除など) を差し引いたあとに個人や世帯が手にする金額を表す。例を示すと、EMTR が 70% というのは、個人所得 (賃金や利息など) が 1 豪ドル増えた場合でも、「手元」には 30 セントしか残らないことを意味する。

最近の研究によると、2006/07 年度には 91 万人 (生産年齢の 7.1% に相当) が 50% を超える EMTR に直面していた (Harding et al. 2006)。この割合は 1996/97 年度の 4.8% からの上昇で、家族税控除給付の拡大によってこの 10 年の間に、高い EMTR がじわじわと所得の領域に及び寄っている (図 3.2)。もうひとつの極めて注目に値する変化は、1996/97 年度には生産年齢の女性よりも男性のほうが高い EMTR に直面する傾向にあったが、2006/07 年度にはこの状況は逆転し、このため母親の労働市場への参加に影響を及ぼすとの懸念が出てきた (Apps 2006)。

図 3.2 50%以上の有効限界税率を適用者の15～64歳人口に占める割合

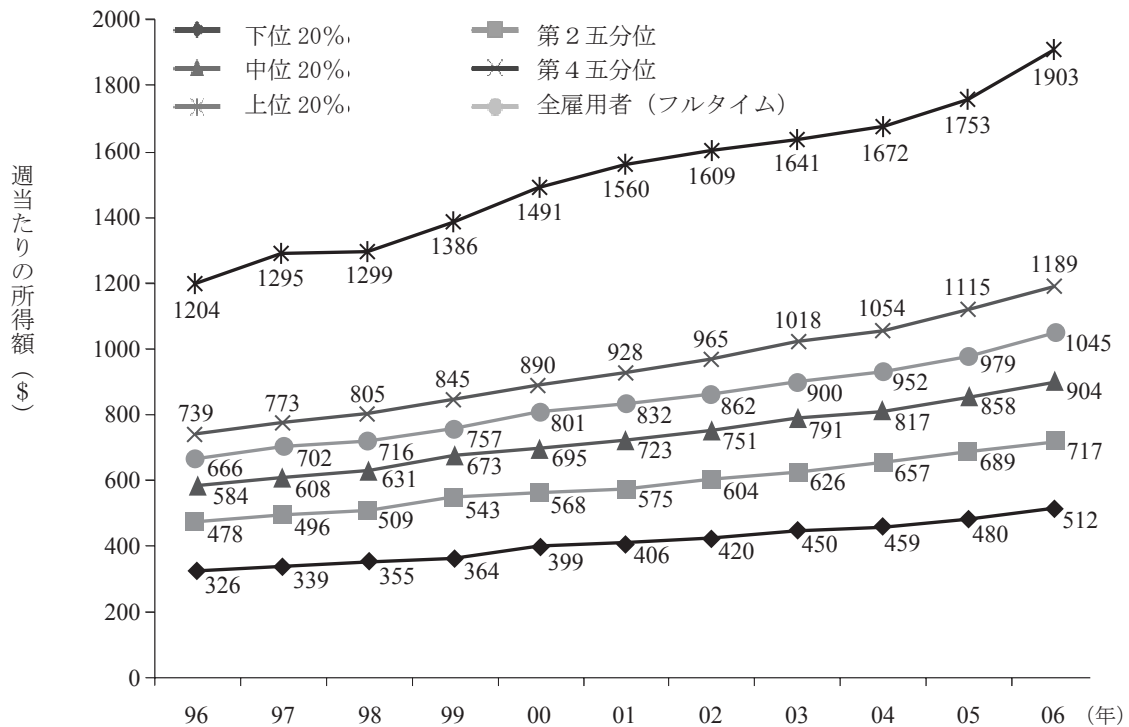


出所 : Harding et al. (2006)

3. 所得増加と格差

税制と移転給付制度の改正が、可処分所得に大きく影響していることは明らかであるが、この 10 年間に就業者数と所得が増えていることも可処分所得に影響している。また、失業率の低下によって生活のために失業給付金に頼らざるを得ない世帯が減少し、低所得層が減少している。また、女性の労働力率が上昇したことにより、現在ではより多くの世帯が 1 つだけでなく 2 つの所得源に頼ることができるようになっている。就業者数が増えただけでなく、所得も高い伸びをみせている。図 3.3 は 1996～2006 年のフルタイム労働者の名目勤労所得の推移を示したものである。フルタイム労働者だけに目を向ければ、週平均所得は 1996 年の 666 豪ドルから 2006 年には 1,045 豪ドルへ増えており、上昇率は 57% となっている。同期間に消費者物価指数が 30% 上昇したことを計算に入れたとしても、所得の実質上昇率は 21% になる。

図 3.3 所得五分位階級別のフルタイムの所得（1996～2006年8月）



出所：Calculated by NATSEM from ABS (various years) Cat. no. 6310.0.

1996～2006年に、フルタイム労働者の中で所得格差は広がったのであろうか。表 3.3 から、労働者五分位階級の上位 2 分位（第 4・第 5 五分位）の週当たり所得が下位 2 分位（第 1・第 2 五分位）の所得よりわずかながら早いペースで伸びており、所得格差が拡大していることが分かる（59.5% 対 53.5%）。フルタイムの高所得者層の所得増加率はいうまでもなく、金額の点でも低所得者層をはるかに上回っている（700 豪ドルに対して 186 豪ドル）（表 3.3）⁴。

パートタイム労働者に関する結果は解釈がやや難しい。というのも、所得の各五分位階級内での労働時間の変化に影響されるからである。例えば、パートタイム労働者の低所得者層の所得が数字的にみれば倍増している理由のひとつといえるかもしれない。平均すると、パートタイム労働者の所得は 1996 年 8 月の 249 豪ドルから 2006 年 8 月には 388 豪ドルに増加し、パートタイム労働者の名目所得の伸びは 56% となっている。この数値は、10 年にわたって所得が急速に増加し続けており、しかも間違いなく全所得階層の所得が伸びていることを示している。

⁴ 表 3.3 の計算手順は、まず、労働者数と所得範囲（週 200 豪ドル未満～1,800 豪ドル以上）を全ての五分位階級に入れる。その後、各五分位階級の労働者数が総数の 5 分の 1 となるように調整。つぎに、各五分位階級の所得範囲の加重所得額を、当該所得範囲の金額と当該範囲の調整後労働者数に基づいて計算する。その後で、全ての五分位階級について加重所得を平均し、これを五分位階級ごとの所得額とする。計算結果は 2 次データから算出されたものではあるが、各五分位階級の収入についての算定結果は妥当性が検証されており、ABS 調査の元データから得られた結果とほぼ一致している。

表 3.3 フルタイム/パートタイム労働者の所得の推移（1996 年～ 2006 年）

五分位階級	フルタイム		パートタイム	
	増加率 (%)	増加額 (豪ドル)	増加率 (%)	増加額 (豪ドル)
第 1 五分位 (低所得層20%)	57	186	99	50
第 2 五分位	50	239	60	75
第 3 五分位 (中間所得層20%)	55	320	54	118
第 4 五分位	61	450	57	177
第 5 五分位 (高所得層20%)	58	700	54	294
平均	57	379	56	140

注：五分位階級別のフルタイム/パートタイムの所得は、「主たる仕事の労働者数、主たる仕事の週所得、主たる仕事の有給休暇取得権別 (a)」のデータをもとに NATSEM を使って計算。

出所：NATSEM により計算 (ABS の複数年のデータ、Cat. no. 6310.0)。

2006 年の WorkChoices（職場選択）政策により、オーストラリアの労使関係制度に劇的な変革をもたらされた。同政策は「オーストラリアの労使関係法に関する 100 年で最も革新的な変革」といえるもので (Peetz 2007)、職場協約 (Australian Workplace Agreements: AWAs) を始めとする個別協約の適用を受ける労働者にとって有利な環境が整えられた。同政策は、経済成長を促進し、これにより雇用を拡大させることを目的に、労使関係制度を簡素化した。この場合もやはり、「(使用者の) 経営権を強化」することによって労働力率を高めることを目指していた (Plowman and Preston 2007)。

WorkChoices は大いに物議を醸し、この政策を酷評する者は、賃金と労働条件の面で労働者、とくに職場において交渉力がない労働者が不利になるのではないかと危惧した (Plowman and Preston 2007)。だが、これまでのところ所得の公正さに対する影響はまだ十分に解明されていない。しかし、Peetz によるこの影響に関する研究では、AWAs の締結率は WorkChoices の導入を境に上昇し、AWAs に基づく平均賃金は労働協約に基づいて享受できなかったはずの賃金より低かったことを明らかにしている。この研究では、AWAs のもとでは、とりわけ臨時雇用で働く女性が極めて弱い立場に置かれていることを指摘している。ただ、男性の賃金に対する影響は、圧倒的に男性労働者が多く個別契約中心で高賃金が支払われている鉱業部門の影に隠れてしまっていると説明している (Peetz 2007)。Peetz が断っているように、この研究は予備的なものである。WorkChoices 導入 1 年後に個別契約が適用されていた従業員はわずか 3.1% であった。2007 年 11 月、WorkChoices 撤廃の公約を掲げて支持を得た労働党が総選挙に勝利し、新政権が発足した。WorkChoices の規定を削除するための労使関係法制の見直しは現在も続けられている。

4. 所得格差と貧困

オーストラリア統計局（ABS）は定期的に、世帯単位の所得に関する全国標本調査を実施している。公表されている最新のデータは2003/04年度のものである。ということは、所得税の最高税率の課税最低額に対する近年の大幅な変更よりも前の、また最近の失業率低下よりも前に収集されたデータである。また、2003/04年度のデータとそれ以前の年度のデータとの比較可能性にいささか不安がある（Pietsch, McColl and Saunders 2005; Saunders and Bradbury 2006）。

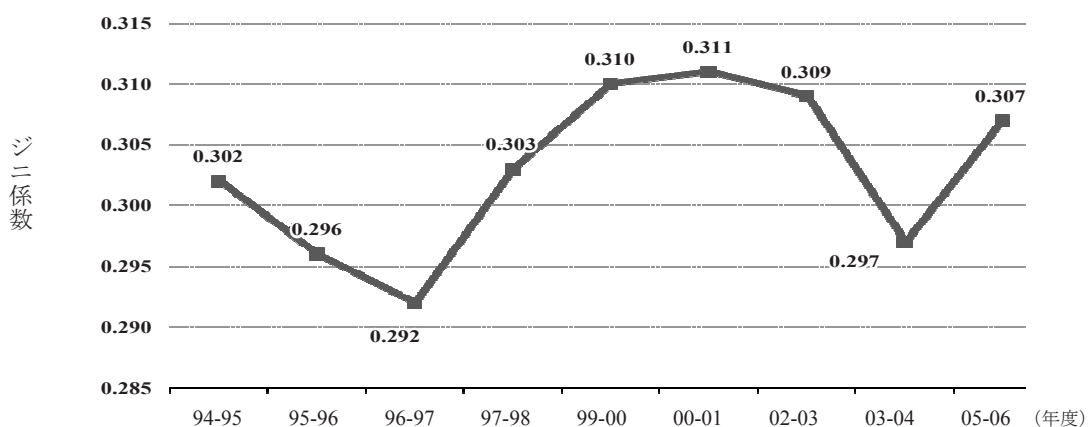
オーストラリアの（および世界的に）貧困と所得分配に関する分析のほとんどは、経済資源の評価基準として等価可処分所得を使用している。「可処分（自由に使える）」とは、政府による移転給付を含む標準的な現金所得を受け取り、これに対する所得税を納付した後の所得をいう。「等価」とは、当該所得によって扶養されている大人と子供の人数によって決定される等価尺度の値によって除した世帯の可処分所得をいう。図3.4は、ABSがOECDの修正等価尺度を使って計算した世帯の等価可処分所得のジニ係数を、1994/95～2005/06年度について分析したものである⁵。一見したところ、この結果は、所得格差が1994/95～1996/97年度にかけては縮小、1996/97～2002/03年度は比較的一定して拡大、2002/03～2003/04年度は急激に縮小、その後2003/04～2005/06年度に大幅に拡大していることを示している。こうした変動はあるものの、全体的にみれば、所得格差が1990年代半ばから2005/06年度の間には幾分広がっているのは確かである。ただし、「著しく」というほどの拡大ではない（ABS 2007a）。

2003/04年度の結果とそれ以前の年度との差異の度合を別の視点からみたものを表3.4に提示した。表3.4は、1994/95～2005/06年度における所得五分位階級別の世帯の等価可処分所得増加率を表している。一例を挙げると、第1五分位の者の実質所得は34%上昇している（インフレ調整後）のに対し、第5五分位の実質所得の伸びは36%となっている。全体の平均等価所得は1994/95～2005/06年度に34%上昇して、481豪ドルから644豪ドルに増加している。1990年代の他の年および2000年代初めの実態に照らして判断すれば、この数値は極めて高い伸び率である。

データの精度に対する懸念は、格差の測定に影響を及ぼしているだけでなく、ここ10年ほどの間、貧困の測定に関して数多くの論争を引き起こしている。以前に行われたHarding, Lloyd and Greenwell（2001）の研究では、経常所得の週当たり等価可処分所得を所得単位として使用しており、等価尺度と貧困線の選択によって、貧困が1990年代に増加したのか、それほど変わらなかったのかについての結論に相当の違いが出ることを示している。例えば、

⁵ 等価尺度は人数と構成の異なる世帯をより同等の条件下に置いて比較するために使用される。修正OECD等価尺度では、世帯の1人目の大人に1の数値を与え、2人目以降の大人には0.5の数値を、子どもには1人につき0.3の数値を与える。したがって、大人2人と子ども2人がいる世帯の等価尺度の数値は、2.1（1 + 0.5 + 0.3 + 0.3）となる。つまり、所得が10,000豪ドルの単身世帯と、所得が21,000豪ドルで大人2人と子供2人の家族世帯は、同等の「生活水準」にあるとみなされることになる。

図 3.4 全所帯の等価可処分所得のジニ係数（1994/95～2005/06年度）



出所：ABS（2007a）

表 3.4 実質等価可処分世帯所得の変化（1994/95～2005/06年度）

	1994/95年度（豪ドル）	2005/06年度（豪ドル）	変化率（%）
最低五分位	191	255	34
第2五分位	309	414	34
第3五分位	427	565	32
第4五分位	570	746	31
最上五分位	910	1,239	36
全体	481	644	34

出所：ABS（2007a）から執筆者が作成

ヘンダーソン等価尺度（貧困研究では、オーストラリアでこれまでよく使われている）、ABSの所得単位（世帯ではなく）、平均所得の半分に設定した貧困線を用いると、貧困率は1990～2000年に11.3%から13.0%へ上昇する。一方、OECDの等価尺度と所得中央値の半分に設定した貧困線を用いると、同期間の貧困率は9.8%から10.1%への上昇となる（Harding, Lloyd and Greenwell 2001）。

Harding, Lloyd and Greenwell（2001）の研究報告は、保守派シンクタンクである独立研究センター（Centre for Independent Studies）の猛批判を招いた。同センターは、Tsumori, Saunders and Hughes（2002）による研究において、イデオロギー的根拠に基づく方法論と研究報告の基礎となっているABSデータの精度を批判した。Tsumori, Saunders and Hughesの研究が発表されてから3カ月後にABSは、所得調査データの精度については同じく懸念を抱いていることを認め、社会政策研究センター（Social Policy Research Centre）の研究者と

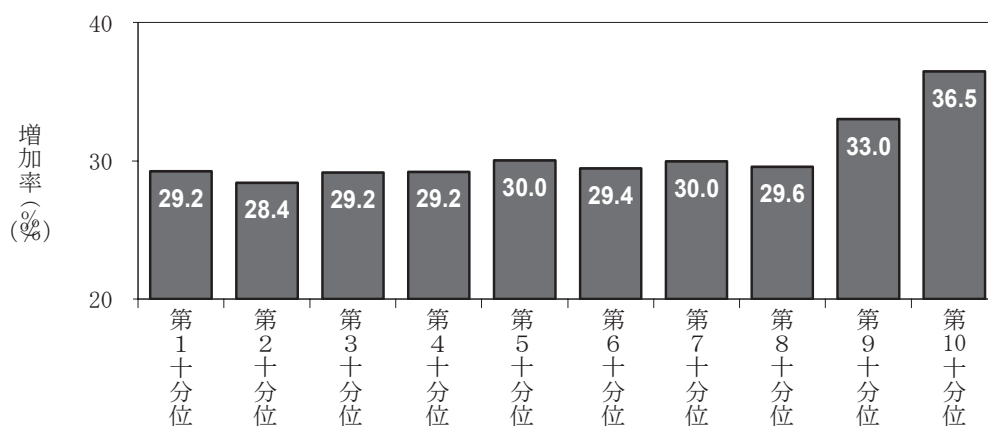
共同で、より整合性の高い時系列データを作成中であることを明らかにした。それ以後、ABSは1990年代半ば以降に実施した所得調査の修正版を改めて公表している。

Saunders and Bradbury (2006) が最近行った新たに公表された個体レコード・ファイル (unit record files) に基づく分析では、「経常所得をベースとする計算によると、この10年の間に相対的貧困がやや増えており、増加のほとんどが1995/96～1999/2000年度に生じていることを示している」と結論づけている。Saunders and Bradburyは、経常所得、所得単位としての世帯、OECDの等価尺度、所得中央値の半分とする貧困線を用いて、貧困率が1994/95年度の約9.5%から2002/03年度には11.1%に上昇したと推計している (Saunders and Bradley 2006)。

Rodgers (2007) による最近のもうひとつの包括的な研究では、経常所得と年間所得の双方、異なった定義による所得単位、各種の等価尺度と貧困線を用い、1997/98年度と2002/03年度について詳細な分析を行っている。OECDの等価尺度、ABSの所得単位、経常所得の等価可処分所得 (current median equivalent disposable income) の中央値の半分に設定した貧困線を用いた分析では、Rodgersは1997/98年度の貧困率を9.6%と推計している (この結果はHarding, Lloyd and Greenwell 2001が同じ方法を用いて推定した9.6%と完全に一致している)。ところが、もっと最近に発表された2002/03年度のデータを使用して同じ方法で計測したところ、2002/03年度の貧困率は11%に上昇していた。Rodgers (2007) の指摘によれば、これは統計的に有意である。ABSの「核家族」所得単位を世帯所得単位に置き替えて、再び同じ方法を用いて行ったRodgers (2007) の分析では、貧困率は1997/98年度の8.9%から2002/03年度には11.5%に上昇した。Rodgersは、同期間におけるこの統計的に有意な貧困率の上昇は実質所得の中央値が上昇したためであり、絶対貧困線を消費者物価でスライドさせれば、5年の間に貧困率は低下するはずであると指摘した。したがって、所得格差と貧困が1990年代半ばから2000年代初めにかけて拡大したことを立証しているといえる。

オーストラリアの全体的な状況を把握するのが重要なのはいうまでもないが、地域的視点でみることにも意義がある。このため、貧富の差が変化しているのかどうかだけでなく、裕福な地域と貧しい地域との格差が拡大しているのか、それとも縮小しているのかについても関心がある。手元にある限定的地域を対象にした最近のデータはABSの2006年の国勢調査データである。Vu et al. (2008) の研究では、2001～2006年における世帯の等価総所得の推移を分析しており、標準世帯の名目等価総所得がこの期間に31.2%も増加したことを示している (図3.5参照)。同研究によると、地域的な所得十分位階級に分類して調べたところ、低所得地域と中間所得地域のいずれの所得も約29%上昇していることが分かった。とはいえ、高所得地域 (第10十分位) の伸びは36.5%にも上っている。したがって、2001～2006年に高所得地域の所得が急速に増えているとともに、全国的にも所得は上昇している。

図 3.5 地域的所得十分位階級別の世帯所得増加率 (2001～06年)



注： 国勢調査では可処分所得データを収集していないため、総所得データを利用。国勢調査の各総所得範囲にある者は、当該所得階層の平均所得がある者と想定。OECDの等価尺度を使用。統計地域は住民の平均世帯所得によってランク付けし、その後、各統計地域内の人口によって加重した上で同サイズの10グループに分類。したがって第1十分位は、各地域に居住する最低額相当の所得の者10%によって構成される。

出所: Vu et al. (2008)

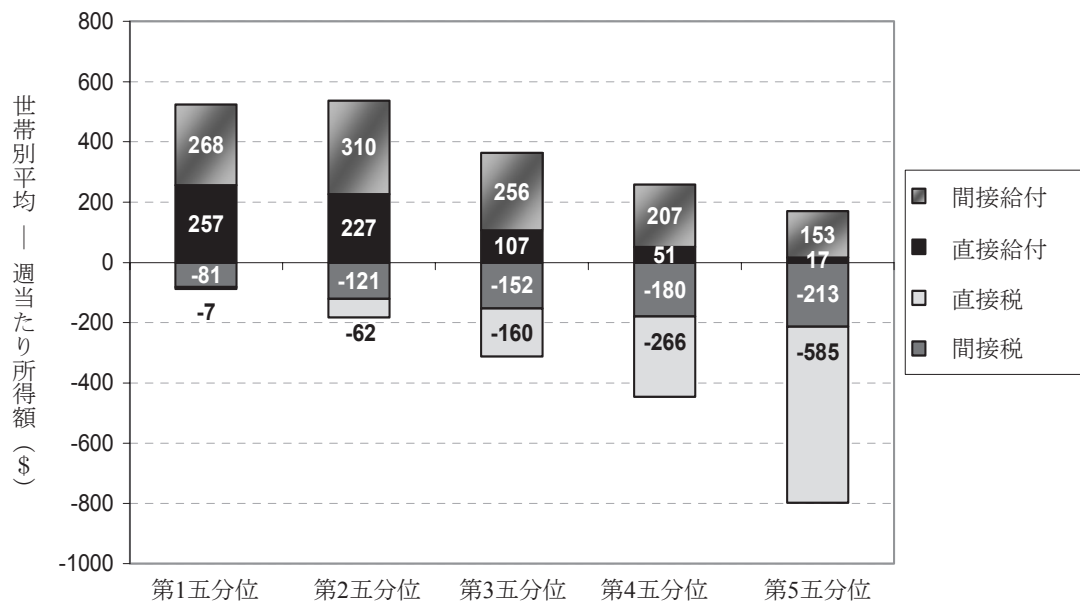
このように、オーストラリアでは「地域が問題」であることを示す数々の証拠があり、しかも、条件の有利な地域（高所得地域）と不利な地域（低所得地域）の差は一般に大きい。例を示すと、Baum, O' Connor and Stimson (2005) がこの10年間に行った一連の研究から集めた証拠は、地域の所得格差を生む大きな要因は主として人的資源水準の差と労働力率、就業率の差に関係していることを示している。他の研究によると、貧困率が平均値の3倍にもなっている地域もあり、また、大都市郊外では都心より子供の「社会的排除」(social exclusion) が進んでいる (Daly et al. 2008; Tanton, Harding and Morrison 2008; Tanton et al. 2009)。

政府による再分配

上記の分析に示されているように、現在では格差や貧困に関する研究のほとんどが、指標として「等価可処分所得」を使用している。しかし、この指標では政府の政策による所得再分配の成果の実態がごく一部しかみえない。「原簿の支出側」では、この伝統的な指標は公的に提供された財やサービス（「非現金給付」あるいは「現物社会移転」とも呼ばれる）の給付は無視される。とくに、公的な医療・教育など個人に対するもので、給付が受けられなければ現金所得で手に入れなければならなくなる私的便益を提供するものは度外視される。「原簿の税収側」では、所得税と社会保障拠出金以外のあらゆる税収源の影響は通常無視される。これは、間接税への依存度が高い国では、政府の税収の大半は所得再分配に投入されていないと解釈できる (Harding, Warren and Lloyd 2007)。

ABSは最近、政府の給付と税金によって達成した再分配に関する最新調査報告書を発表した。その結果の概要を図3.6にまとめた。これは、等価可処分所得の五分位階級別に示したオーストラリアの世帯に関する直接/間接税および給付の週当たりの平均値である。間接給付には教育や医療などの公的サービスの利用が含まれているが、図から明らかなように、これらの給付はオーストラリアの全ての所得階層にとってかなりの価値がある。政府予算によって賄われる医療・教育・住宅・福祉サービスの形で付与された給付は通常、所得分配原簿からは除外されているが、図3.6から、低所得世帯にとって、それらの給付がいかに欠かせないものかが分かる。

図3.6 等価可処分所得の五分位階級別世帯別の直接税/間接税/給付の週平均値 (2003/04年度)



出所: ABS (2007b)

直接給付（世帯、失業者、学生、高齢者、障害者に支給される現金給付などの社会扶助からなる）は、主として低所得世帯を対象としている。しかし、図3.6が示すように、現政権下で家族給付の適用が拡大されたことにより、現在では比較的所得の高い世帯の多くも直接給付の恩恵を受けるようになっている。低所得者層（第1五分位）の世帯が受け取る週当たりの直接給付額が平均257豪ドルである一方、高所得者層（第5五分位）世帯の週平均額は17豪ドルである。

直接税、すなわち所得税は、当然ながら高所得者層に集中している。高所得者層（第5五分位）世帯の週当たり納税額が平均585豪ドルであるのに対し、低所得者層（第1五分位）の額はごくわずかである。GSTや、タバコ・ガソリン・アルコールなどの財に課される物品税を始めとする間接税は全所得者層で比較的満遍なく負担されているが、金額ベースでみ

れば、高所得者世帯は支出が多いためやはり高所得者層に偏っている。図 3.6 から導かれる結論としては、オーストラリアの社会保障制度による所得再分配の効率は高い。世帯所得上位 40% が実質納税者 (net payers) となっており、下位 40% は支払った税額よりもかなり多い給付金を受け取っている。

5. まとめ

過去 10 年はオーストラリア人の大半にとっていわば所得増加と繁栄の時代であったことを示している多くの証拠がある。ごく最近では住宅費の急騰により、一部のオーストラリア人は実質所得の一部が侵食されてしまっているかもしれないが (Tanton, Nepal and Harding 2008; Vu et all 2008)。大まかにいえば、裕福な地域に住んでいようと貧しい地域に住んでいようと、賃金所得者は一様に繁栄の恩恵に浴しているようである。多くの研究では全般的に、貧困が 1990 年代半ばから 2002/03 年度の間増加したことを見出しているが、所得分配に関する最新データは、1990 年代半ばから 2005/06 年にかけて所得格差がわずかに拡大したことを示唆している。

分析対象をもっと広げて現金所得だけでなく間接税と給付も入れると、オーストラリアの社会保障制度の全体的な所得再分配効果はきわめて高い。例えば、イギリスの制度よりも再分配率は高い (Harding, Warren and Lloyd 2007)。税と給付に関する ABS 調査の方法が少しずつ変更されてきているため、1990 年代半ば以降、社会保障制度が進化しているのか退化しているのかという質問には簡単には答えられない。とはいえ、税収面のみに目を向ければ、Warren, Harding and Lloyd (2005) が見出したように、GST が導入されたにもかかわらず、オーストラリアの税制は、1995～2002 年には全体的に極めて安定的に発展していた。

しかしながら、オーストラリアの所得格差に関する既存の証拠の多くは数年前のものであり、したがって、2006 年に始まった 2 つの大規模な総合的政策、「福祉から就業へ」と WorkChoices がどのような効果をもたらしているのかについては、現時点ではまだ不明である。両政策の主たる目的が労働力率を向上させ、そして最終的に、どちらかといえば労働市場の隅に追いやられている者 (片親や失業者など) の所得の増大と安定を確保することであるが、このグループが仕事をみつけられなければ逆効果になり得る。とはいえ、選挙により労働党の新政権が発足し、社会問題相が任命されたことにより、格差、貧困、社会的問題は今後数年の間、大いに注目されるものと思われる。

参考文献

- Apps, P. (2006) 'Family taxation: an unfair and inefficient system', *Centre for Economic Policy Research Discussion Paper No. 524*, Centre for Economics Policy Research, Australian National University, available: <<http://econrsss.anu.edu.au/pdf/DP524.pdf>>.
- Australian Bureau of Statistics (ABS) (2002) *Australian Economic Indicators Apr 2002*, Cat. no. 1350.0, available: <<http://www.google syndicated search.com/u/AustralianBureauOfStatistics?hl=>

- en&domains=abs.gov.au&ie=ISO-8859-1&q=1350.0+april+2002&sitesearch=abs.gov.au>.
- (2007a) *Household Income and Income Distribution, Australia, 2005–06*, Cat. no. 6523.0, available: <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6523.02005-06?OpenDocument>>.
- (2007b) *Government Benefits, Taxes and Household Income, Australia, 2003–04*, Cat. no. 6537.0, available: <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6537.02003-04?OpenDocument>>.
- (various years), *Employee earnings, benefits and trade union membership*, Cat. no. 6310.0, available: <<http://www.google.com/search?q=6310.0&domains=abs.gov.au&sitesearch=abs.gov.au>>.
- Baum, S., O'Connor, K. and Stimson, R. (2005) *Fault Lines Exposed: Advantage and Disadvantage across Australia's Settlement System*, Clayton, Victoria: Monash University ePress.
- Cameron, H. (2006) 'Poverty and family life under welfare to work: the continuing failure of welfare policy', available: <<http://www.uq.edu.au/swahs/welfaretoWork/HelenCameronPaper.pdf>>.
- Council on the Ageing (COTA) (2003) 'Submission to the Commonwealth Department of Family and Community Services welfare reform paper on *Building a Simpler System to Help Jobless Families and Individuals*', accessed 2006, available: <<http://www.cota.org.au/dfacsjob.htm>>.
- Daly, A., McNamara, J., Tanton, R., Harding, A. and Yap, M. (2008) 'Indicators of risk of social exclusion for children in Australian households: an analysis by state and age group', *Australasian Journal of Regional Studies*, 14(2).
- Harding, A., Lloyd, R., and Greenwell, H. (2001) *Financial Disadvantage in Australia 1900 to 2000: the Persistence of Poverty in a Decade of Growth*, Camperdown, NSW: The Smith Family, November.
- Payne, A., Vu, Q. N. and Percival, P. (2006) 'Trends in effective marginal tax rates, 1996–97 to 2006–07', *AMP.NATSEM Income and Wealth Report*, Issue 14, September, available: <<http://www.amp.com.au/vgn-ext-templating/v/index.jsp?vgnextoid=bdb250665a6cc110VgnVCM1000002930410aRCRD>>.
- Vu, Q.N, Percival, R. and Beer, G. (2005) 'Welfare-to-work reforms: impact on sole parents', *Agenda*, 12(3):195–210, available: <<http://epress.anu.edu.au/agenda/012/03/12-3-A-1.pdf>>.
- and Vu, Q.N. (2006) 'Tax and welfare traps ahead', *The Australian*, October 30: 12.
- Warren, N. and Lloyd, R. (2007) 'Beyond conventional measures of income: including indirect benefits and taxes', in J. Mickelwright and S. Jenkins (eds), *Inequality and Poverty Re-Examined*, London: Oxford University Press.
- Kelly, S., Bolton, T. and Harding, A. (2005) 'May the force be with you: the changing face of the Australian labour force 1985–2005', *AMP NATSEM Income and Wealth Report* Issue. 12, November, available: <<http://www.amp.com.au/vgn-ext-templating/v/index.jsp?vgnextoid=bdb250665a6cc110VgnVCM1000002930410aRCRD>>.
- and Harding, A. (2007) 'Baby Boomers – doing it for themselves', *AMP. NATSEM Income and Wealth Report*, Issue 16, March, available: <<http://www.amp.com.au/vgn-ext-templating/v/index.jsp?vgnextoid=bdb250665a6cc110VgnVCM1000002930410aRCRD>>.
- Lim-Applegate, H. (2004) *Early Retirement: the role of Mature Age Allowance*, Paper presented to the Australian Labour Market Research Workshop, University of Western Australia, Perth, 6–7 December 2004, available: <http://www.melbourneinstitute.com/hilda/Biblio/cp/lim-applegate_early%20retirement.pdf>.
- Petz, D. (2007) *Assessing the Impact of 'WorkChoices' One Year On*, Industrial Relations Victoria,

- Department of Innovation, Industry and Regional Development, March, available: <http://www.business.vic.gov.au/busvicwr/_assets/main/lib60104/4827wcanniversaryreportweb.pdf>.
- Pietsch, L., McColl, B. and Saunders, P. (2006) 'The sensitivity of income distribution measures to changes in survey collection tools and estimation techniques in Australia', Paper presented at the *29th General Conference of the International Association for Research in Income and Wealth*, Joensuu Finland, 20–26 August, available: <http://iariw.org/papers/2006/MCCOLL_distribution.pdf>.
- Plowman, D. and Preston, A. (2007) 'The new industrial relations: portents for the lowly paid', *Journal of Australian Political Economy*, 56 (March):224–242, available: <http://www.jape.org/component/option,com_repository/Itemid,26/func,fileinfo/id,30/>.
- Reference Group on Welfare Reform (RGWR) (2000), *Participation Support for a More Equitable Society: Final Report* [the McClure Report] Department and Family and Community Services, Canberra, June, available: <http://www.workplace.gov.au/NR/rdonlyres/97EF2B51-F393-4FCA-AD97-64CCCFE5258/0/McClureReport2000_Final.pdf>.
- Rodgers, J.R. (2007) 'Statistically significant changes in the poverty rate, 1997–98 to 2002–03', *University of Wollongong Economics Working Paper Series* WP07–06, May, available: <<http://www.uow.edu.au/commerce/econ/wpapers/index.html>>.
- Saunders, P. and Bradbury, B. (2006) 'Monitoring trends in poverty and income distribution: data, methodology and measurement', *The Economic Record*, 82(258): 341–364.
- Tanton, R., Nepal, B., and Harding, A. (2008) 'Wherever I Lay My Debt, That's My Home: Trends in Housing Affordability and Housing Stress, 1995–96 to 2005–06', *AMP.NATSEM Income and Wealth Report*, Issue 19, March, available: <<http://www.amp.com.au/vgn-ext-templating/v/index.jsp?vgnextoid=bdb250665a6cc110VgnVCM1000002930410aRCRD>>.
- Harding, A., Daly, R., McNamara, J. and Yap, M. (forthcoming 2008), 'Australian children at risk of social exclusion', *Population, Space and Place*, 14(6).
- McNamara, J. Harding, A. and Morrison, T. (forthcoming 2009) 'Rich suburbs, poor suburbs? Small area poverty estimates for Australia's eastern seaboard in 2006', in A Zaidi, A Harding and P Williamson, *New Frontiers in Microsimulation Modelling*, London: Ashgate (for earlier version see Conference Paper CP108, available on the NATSEM website: <<http://www.canberra.edu.au/centres/natsem/publications>>).
- Treasury (2002) *Intergenerational Report 2002–03*, *Budget Paper No. 5*, May 14, Commonwealth of Australia, available: <<http://www.budget.gov.au/2002-03/bp5/html/index.html>>.
- Tsumori, K., Saunders, P. and Hughes, H. (2002) 'Poor arguments: a response to the Smith Family report on poverty in Australia', *Issue Analysis* 21 (16 January), available: <http://www.cis.org.au/issue_analysis/IA21/IA21.PDF>.
- Vu, Q.N., Harding, A., Tanton, R., and Vidyattama, Y. (2008) 'Advance Australia Fair? Trends in small area socio-economic inequality 2001 to 2006', *AMP.NATSEM Income and Wealth Report*, Issue 20 (July), available: <<http://www.amp.com.au/vgn-ext-templating/v/index.jsp?vgnextoid=bdb250665a6cc110VgnVCM1000002930410aRCRD>>.
- Warren, N., Harding, A. and Lloyd, R. (2005) 'GST and the changing incidence of Australian taxes: 1994-95 to 2001-02', *eJournal of Tax Research* 3(1):114–145, available: <<http://www.atax.unsw.edu.au/ejtr/>>.